

報道発表資料の配付日時 8月1日(金) 20時00分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(平取町)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	平取町内の一部地域において、ヒグマの出没が相次ぎ、住宅のベランダに足跡らしきものが確認されたことなどから、同町にヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を呼びかけます。 記 1 注意報の概要 発出期間(目安) : 8月1日(金)から8月31日(日)までの1ヶ月間 発出する地域 : 平取町本町、荷葉地区 発出方法 : 道HP、SNS等を通じて、道民等に注意を呼びかける。 2 出没情報 7月29日に、平取町本町の市街地で2件のヒグマの目撃や痕跡に関する情報あり。		
参考	○ 今年度の注意報等の発出状況は次のとおり ・ 美唄市(茶志内町1区道央自動車道東側から美唄市字サンクワ美唄の地区)において発出(期間: 4月3日～5月31日) ・ 砂川市一円において発出(期間: 7月8日～8月7日) ・ 福島町一円において発出(期間: 7月19日～8月11日) ・ 上ノ国町一円において発出(期間: 7月23日～8月22日)		

報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	日高振興局

担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者: 主幹 森山 寛史) TEL ダイヤルイン 011-204-5988 (内線) 24-382 公用スマホ 011-585-6102 内線 22-167
-------------	---

ヒグマ注意報発出地域（広域図）



沙流郡平取町

出典：国土地理院撮影の空中写真（1974～2014撮影）

ヒグマ注意報発出地域（詳細図）



沙流郡平取町
（本町地区及び荷葉地区）

出典：国土地理院撮影の空中写真（1974～2014撮影）

北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を出すもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(工)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報 (警報)
- ・ ヒグマ注意報 (注意報)
- ・ ヒグマ注意喚起 (注意喚起)

■ 注意報等の発出

＜警報＞

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

＜注意報＞

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

＜注意喚起＞

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

＜ 注意報等の発出イメージ ＞

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

＜ 発出基準等 ＞

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じて設定可	必要に応じて設定可
注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。			

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。